

## 租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に、「第九十四条の二」を「第九十四条の三」に改める。

第九条の五第一項中「株式の消却」の下に「（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した法人」を「上場株式等発行人」に改める。

第二章第一節中第九条の五を第九条の六とし、第九条の四の次に次の一条を加える。

（自己の株式を取得して行う利益をもつてする株式の消却に係るみなし配当の非課税）

第九条の五 株式会社（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した法人（次条第一項において「上場株式等発行人」という。）に限る。）が、平成七年九月一日から平成十年八月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却（自己の株式を取得して行うものに限る。）を行つた場合において、その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合は、当該利益の金額）のうち所得税法第

二十五条第二項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により利益の配当の額とみなされる金額については、所得税を課さない。この場合において、当該利益の配当の額とみなされる金額に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける場合における株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の四第一項中「」をした場合」の下に「（平成七年九月一日から平成十年八月三十一日までの間に土地の譲渡等をした場合を除く。）」を加える。

第三十一条第一項第一号中「百分の二十五」の下に「（平成七年分から平成九年分までの所得税については、百分の二十とする。）」を加え、同項第二号中「千万円」の下に「（平成七年分から平成九年分までの所得税については、八百万円とする。）」を加え、同条第二項中「千万円」の下に「（平成七年分から平成九年分までの所得税については、八百万円とする。）」を、「百分の二十五」の下に「（平成八年分及び平成九年分の所得税については、百分の二十とする。）」を加える。

第三十七条第一項中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に改め、「若しくは第十

九号」を削り、「又は第十一号」を「第十一号又は第十七号」に改め、同条第三項及び第四項中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項第一号中「若しくは第十九号」を削り、同項第二号中「又は第十一号」を「第十一号又は第十七号」に改める。

第三十七条の四中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に改める。

第六十二条の三第一項中「譲渡等をした場合」の下に「（平成七年九月一日から平成十年八月三十一日までの間に土地の譲渡等をした場合を除く。）」を加え、同条第四項及び第五項中「平成八年三月三十一日」を「平成七年八月三十一日」に改める。

第六十三条第一項中「譲渡等をした場合」の下に「（平成七年九月一日から平成十年八月三十一日までの間に土地の譲渡等をした場合を除く。）」を加える。

第六十五条の七第一項及び第六十五条の八第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第十九号若しくは第二十号の場合のこれらの号」を「第十九号の場合の同号」に、「又は第十一号」を「第十一号又は第十八号」に改める。

第六十五条の九中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第六十七条の六の見出し中「受取配当等」を「特定株式投資信託に係る受取配当等」に改める。

第六十七条の七を第六十七条の八とし、第六十七条の六の次に次の一条を加える。

（自己の株式を取得して行う利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当に係る受取配当等の益金不算入の特例等）

第六十七条の七 株式会社（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した法人に限る。）が、平成七年九月一日から平成十年八月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却（自己の株式を取得して行うものに限る。）を行つた場合において、その消却した株式に対応する資本の金額（当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合は、当該利益の金額）のうち法人税法第二十四条第二項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により利益の配当の額とみなされ、かつ、当該消却の時ににおいて当該株式会社からその株主である内国法人が交付を受けたものとみなされる金額に係る同法第二十三条及び第九十三条の規定の適用については、同法第二十三条第一項中「配当等の額の百分の八十に相当する金額及び」とあるのは「配当等の額

(株式会社 (証券取引法第二条第十一項 (定義) に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した法人に限る。 ) が、平成七年九月一日から平成十年八月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却 (自己の株式を取得して行うものに限る。 ) を行つた場合において、その消却した株式に対応する資本の金額 (当該金額がその消却に充てた利益の金額を超え  
る場合は、当該利益の金額) のうち次条第二項 (同項第一号に係る部分に限る。 ) の規定により利益の配  
当の額とみなされ、かつ、当該消却の時にいて当該株式会社からその株主である内国法人が交付を受け  
たものとみなされる金額 (以下この条及び第九十三条において「特定みなし配当額」という。 ) を除  
く。 ) の百分の八十に相当する金額及び特定みなし配当額並びに」と、同条第三項第一号中「受ける配当  
等の額」とあるのは「受ける配当等の額 (特定みなし配当額を除く。以下この号において同じ。 ) 」と、  
「相当する金額」とあるのは「相当する金額及びその保有する特定株式等以外の株式等につき当該事業年  
度において交付を受けたものとみなされる特定みなし配当額の合計額」と、同項第二号中「受ける配当等  
の額」とあるのは「受ける配当等の額 (特定みなし配当額を除く。以下この号において同じ。 ) 」と、  
「控除した金額」とあるのは「控除した金額及びその保有する特定株式等につき当該事業年度において交

付を受けたものとみなされる特定みなし配当額の合計額」と、同法第九十三条第二項第二号イ中「係る当該配当等の額」とあるのは「係る当該配当等の額（特定みなし配当額を除く。以下イにおいて同じ。）」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額及び同項に規定する特定株式等以外の株式等に係る当該特定みなし配当額の合計額」と、同号ロ中「係る当該配当等の額」とあるのは「係る当該配当等の額（特定みなし配当額を除く。以下ロにおいて同じ。）」と、「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び同項に規定する特定株式等に係る当該特定みなし配当額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける場合における株式の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十三条第二項を削る。

第九十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための有価証券の処分等」を「日本国有鉄道清算事業団特別債券」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六章第五節に次の一条を加える。

（平成七年九月一日から平成十年八月三十一日までの間の有価証券取引税の特例）

第九十四条の三 平成七年九月一日から平成十年八月三十一日までの間に行われる有価証券（有価証券取引税法第二条に規定する有価証券をいう。）の譲渡（同法第三条又は第四条の規定により、譲渡とみなされるものを含む。）については、有価証券取引税を課さない。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、平成七年九月一日から施行する。

（個人の特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第三十七条（同条第一項の表の第十七号に係る部分に限る。）の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が平成七年四月一日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日に行った改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十七条第一項の表の第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十七条（同条第一項の表の第十九号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う

同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第三条 新法第六十五条の七(同条第一項の表の第十八号に係る部分に限る。)及び第六十五条の八(同号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における平成七年四月一日以後に取得をする同号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る同条第一項の特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における平成七年四月一日以後に取得をする同号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の七(同条第一項の表の第二十号に係る部分に限る。)及び第六十五条の八(同号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る同条第一項の特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第二



十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定については、なお従前の例による。

(有価証券取引税の特例に関する経過措置)

第四条 施行日前に行われた旧法第九十三条第二項に規定する社債券又は外国社債券とみなされたものの譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

2 施行日前に日本国有鉄道清算事業団が行った旧法第九十四条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

(平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法の一部改正)

第五条 平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第九条の四第一項後段」の下に「、第九条の五第一項後段」を加える。



## 理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、三年間の緊急措置として、有価証券取引税を非課税とするとともに、自己の株式を取得して行う利益をもつてする株式の消却に係るみなし配当について所得税を非課税とし、及び法人所得の計算上益金に算入しないこととするほか、個人の土地等の譲渡の場合の長期譲渡所得課税の軽減、法人の一般及び短期の土地譲渡益重課制度の不適用並びに特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例制度の拡充等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



## 本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平成七年度において約二千三百億円の見込みである。